

特定技能外国人の受入れを予定されている企業の皆様へ

令和8年4月7日（火）に、「第1回リネンサプライ分野特定技能協議会」（分野別協議会）が開催され、分野別協議会が発足いたしました。

【分野別協議会開催に関する厚生労働省 HP】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/seikatsu-eisei/linen_kyougikai_1.html

特定技能外国人の受入れを予定されている企業の皆様（特定技能所属機関）は、特定技能外国人を受け入れる前に、分野別協議会の構成員になる必要があります。

加入申請は、各社（各工場）ごとに、厚生労働省のホームページから、行ってください。

【加入申請に関する厚生労働省 HP】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/seikatsu-eisei/linen_supply3.html

厚生労働省では、申請を審査の上、「構成員証明書」（PDF）を発行することとされています。

「構成員証明書」を入手した後、入管庁に在留資格の変更申請を行うこととなります。